

指定通所介護 重要事項説明書

(令和 7 年 10 月 1 日)

当事業所は介護保険の指定を受けています
(滋賀県指定 レ第 448 号)

当事業所は、要介護状態となった場合においても可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活が継続できるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行います。そのことにより、ご本人の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びにご本人の家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となりますが、要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

目次

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 施設・設備の概要
4. 事業実施地域及び営業時間
5. 職員の配置状況
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金
7. サービス利用の中止、変更、追加
8. 通所介護計画
9. 苦情の受付
10. 緊急時及び事故発生時の対応
11. 感染症及び非常災害対策
12. 個人情報の取り扱い
13. 身体拘束の禁止
14. 人権擁護及び虐待防止
15. 衛生管理
16. 損害賠償
17. その他

1. 事業者

法 人 名	社会福祉法人恩賜財団済生会支部滋賀県済生会
法人所在地	滋賀県栗東市大橋二丁目 4 番 1 号
電話番号	0 7 7 - 5 5 2 - 1 2 2 1
代表者名	支部長 堺井 拡
設立年月日	昭和 27 年 5 月 22 日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定通所介護事業所 滋賀県指定 第 2571200027 号（指定日：平成 12 年 3 月 17 日） ※当事業所は特別養護老人ホーム淡海荘に併設
事業所の名称	栗東デイサービスセンター
事業所の所在地	滋賀県栗東市出庭 697 番地 1
電話番号	0 7 7 - 5 5 1 - 1 4 0 0
代表者	管理者 松並 睦美
開設年月日	平成 5 年 1 月 11 日
利用定員	40 名 通常規模型通所介護：40 名
運営方針	①ご本人が有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営む事ができるように、通所介護サービスの提供を行います。 ②ご本人の意思及び人格を尊重し、常にご本人の立場に立った通所介護サービスの提供を行います。 ③介護保険法令を遵守した通所介護サービスの提供を行います。

3. 施設・設備の概要

食堂及び機能訓練室	各 1 室
浴室	一般浴槽（3）・寝台浴槽（1）・車椅子浴槽（1）
静養室	1 室（ベッド 6 床）
消防設備	スプリンクラー設備・火災通報装置・非常灯・誘導灯

4. 事業実施地域及び営業時間

通常の事業実施地域	栗東市・守山市・草津市
営業日	月曜日～土曜日 （祝祭日は営業、12/29～1/3 休業）
営業時間	受付時間：月曜日～土曜日 8 時 30 分～17 時 30 分 サービス提供時間 9 時 30 分～16 時 40 分

5. 職員の配置状況

職 種	常勤換算	指定基準	業務内容
管理者	1（兼）		業務の総括・従業者の管理及び業務管理
介護職員	8.1	6（但し土曜日は1）	食事や入浴・排せつ等の介助
生活相談員	2		生活の向上を図るための相談・援助
看護職員	1.8	1 以上	健康管理・医療ケア・相談
機能訓練指導員	1.28	1 以上	日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練
管理栄養士	1（兼）		通所介護利用時の栄養の管理
運転手	1.5		自宅と事業間の送迎

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、以下のサービスを提供します。

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご本人に負担していただく場合があります。

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

＜サービスの概要＞

種別	サービスの概要
健康チェック	入所時の健康チェックを行い、サービスの可否を判断します。
入浴の介助	身体の状態に合わせた個別的な介助（寝台浴や車椅子浴等の特殊浴及び一般浴）を行います。当日の状態に応じて清拭も行います。
排せつの介助	状況に応じた適切な排せつ介助を行います。
日常生活の支援	移動・移乗の介助、その他必要な身体の介護と見守りを行います。
食事の介助	食事の準備や介助を行います。当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により栄養並びに身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。
機能訓練	日常生活を営むのに必要な機能を維持するためのリハビリ及び心身の活性化を図るための必要な支援を行います。
相談・助言	日常生活における介護等に関する相談や助言を行います。
送迎	ご自宅から事業所までの送迎を行います。
要介護認定の申請に係る援助	利用申込者が要介護認定をうけていないと確認した場合は、申請が行われたかどうか確認し、利用申込者の意思を踏まえて必要な援助を行います。

居宅サービス事業所等との連携	指定居宅サービス事業所等との連携を密に行います。
----------------	--------------------------

<サービス利用料金（1回あたり）>

☆基本料金

通常規模型通所介護費			7 時間以上 8 時間未満		
	単位	基本利用料	利用者負担額		
			1 割	2 割	3 割
要介護 1	6 5 8	6, 8 7 6 円	6 8 8 円	1, 3 7 5 円	2, 0 6 3 円
要介護 2	7 7 7	8, 1 2 0 円	8 1 2 円	1, 6 2 3 円	2, 4 3 6 円
要介護 3	9 0 0	9, 4 0 5 円	9 4 1 円	1, 8 8 1 円	2, 8 2 2 円
要介護 4	1, 0 2 3	1 0, 6 9 0 円	1, 0 7 0 円	2, 1 3 8 円	3, 2 0 7 円
要介護 5	1, 1 4 8	1 2, 0 0 0 円	1, 2 0 0 円	2, 3 9 9 円	3, 5 9 9 円

☆加算（1日につき）

	単位	基本 利用料	利用者負担金			内 容
			1 割	2 割	3 割	
入浴介助加算（Ⅰ）	4 0	4 1 8 円	4 2 円	8 4 円	1 2 6 円	入浴介助を行った場合
入浴介助加算（Ⅱ）	5 5	5 7 4 円	5 8 円	1 1 5 円	1 7 3 円	利用者の自宅での入浴の自立を図るため、医師等が自宅に訪問し利用者の身体の状態や浴室の環境等を踏まえた個別の計画書を作成します。
個別機能訓練加算（Ⅰ） イ	5 6	5 8 5 円	5 9 円	1 1 7 円	1 7 6 円	多職種共同にて個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施します。
個別機能訓練加算（Ⅰ） ロ	7 6	7 9 4 円	7 9 円	1 5 9 円	2 3 8 円	イに加えて、サービス提供時間帯を通じて機能訓練指導員を配置します。
個別機能訓練加算（Ⅱ） 1 月につき	2 0	2 0 9 円	2 1 円	4 2 円	6 3 円	個別機能訓練計画の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合に算定します。
認知症加算	6 0	6 2 7 円	6 3 円	1 2 6 円	1 8 9 円	認知症の自立度がⅢa 以上の利用者の占める割合が 15%以上
中重度ケア 体制加算	4 5	4 7 0 円	4 7 円	9 4 円	1 4 1 円	要介護 3.4.5 の利用者の占める割合が 30%以上

口腔機能向上加算Ⅰ *月2回	150	1,567 円	157円	314円	471円	口腔機能の向上を目的に、口腔内の清掃の指導や嚥下訓練等を計画的に行った場合
口腔機能向上加算Ⅱ *月2回	160	1,672 円	167円	334円	502円	口腔機能向上計画書の情報を厚生労働省に提出し、嚥下訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合に算定します。
サービス提供体制加算(Ⅰ)	22	229円	23円	46円	69円	サービスの質の向上や職員のキャリアアップを推進するため、介護福祉士が70%以上もしくは勤続10年以上の介護福祉士が25%配置されている場合に算定
科学的介護推進体制加算	40	418円	42円	84円	126円	心身の状況の基本的な情報を厚生労働省に提出し、介護サービスの質の評価及び科学的介護の取り組みを行い、サービスに質の向上を図ります。
ADL維持等加算(Ⅰ) *1月につき	30	313円	32円	63円	94円	イ. 評価対象利用期間が6ヶ月を超える利用者が利用総数の10名以上 ロ. 利用開始月の翌月から6ヶ月目にADL値を測定し科学的介護システムに登録する。
ADL等維持加算(Ⅱ) *1月につき	60	627円	63円	126円	189円	イおよびロの要件を満たした場合に算定
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の92/1000	左記の単位数×地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費に各種加算を加えた総単位数

※自己負担額は、地域区分(10.45)を乗じた額となっています。計算上端数に誤差が生じることもあります。

※ご自宅と当事業所との送迎を行わない場合(ご家族が送迎される場合等)は、片道につき47単位(利用者負担:1割50円、2割99円、3割148円)減額されます。

※感染症又は災害の発生を理由として当該月の利用者数が当該月の前年度における月平均よりも100分の5以上減少している場合、3月以内に限り1回につき所定単位数の100分の3に相当する単位数を加算します。

☆ご本人がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払いもどされます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご本人が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご本人に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。（下記（２）①参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご本人の負担額を変更します。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは利用料金の全額がご本人の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①食事の材料の提供（食材料費と調理費）

ご本人に提供する食事の材料に係る費用です。

料金：１回あたり ８４０円（おやつ代含む）

②レクリエーション・クラブ活動

ご本人の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

料金：材料費等の実費

③日常生活上必要となる諸費用実費等

日常生活品の購入代金等ご本人の日常生活に要する費用で、ご本人に負担していただくことが適当であるものに係る費用をご負担していただきます。

**料金：おむつ代：１００円 尿取りパット：５０円 リハビリパンツ：１５０円
教養娯楽費：実費 おやつ代：２２０円
事務費（連絡帳ファイル等） １，１００円（税込み）初回のみ**

*経済状況の著しい変化、その他やむを得ない理由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について変更を行う２ヶ月前までにご説明いたします。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)(2)の料金・費用は1ヶ月毎に計算しご請求します。翌月末日までに下記のいずれかの方法でお支払い下さい。

- ① 自動口座引き落とし ②振り込み ③現金支払

7. 利用の中止、変更、追加

- ①利用予定日の前に、ご本人の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。
- ②利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	： 無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	： 食事代

- ③サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご本人のご希望される期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日をご本人に提示して協議します。

8. 通所介護計画

指定通所介護サービスは、一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、ご本人の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえてサービスを提供するものです。

事業者は、ご本人の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご本人とその家族と協議の上で、通所介護計画を定め、その実施状況を評価します。通所介護計画は書面にしてご本人に説明の上交付します。

9. 苦情の受付

当事業所のサービスについて、ご不明な点や疑問、苦情がございましたら苦情窓口までご連絡なく申し出て下さい。迅速かつ適切に対応します。

当事業所の相談・苦情受付窓口	①連絡先： 電話番号： 077-551-1400 FAX番号： 077-551-2323 ②担当者： 生活相談員 内本 知志 ③受付時間： 月曜日～金曜日 8:30～17:30 (但し、祝祭日及び12月29日～1月3日までは除きます)
行政機関等の相談・苦情受付窓口	① 栗東市長寿福祉課介護保険係：077-551-0281 ② 守山市健康福祉部介護保険課：077-582-1127 ③ 草津市健康福祉部介護保険課：077-561-2369 等各市町村の担当課 ④ 滋賀県国民健康保険団体連合会：077-522-2651 ⑤ 滋賀県社会福祉協議会：077-567-3921

10. 緊急時及び事故発生時の対応

当事業所のサービス提供中にご本人の体調の変化やその他緊急事態が生じた場合は速やかに主治医、救急隊、及びご本人に係る居宅介護支援事業所、ご家族に連絡する等の必要な対応をします。

当事業所のサービス提供により事故が発生した場合は、ご家族や市、居宅介護支援事業所等に連絡するとともに必要な措置を講じます。事故の状況及びその際に行った処置について記録し、その原因を解明し再発の防止に努めます。

11. 感染症及び非常災害

感染症及び非常災害に備えて、責任者を定めて計画の策定や委員会の設置、指針やマニュアル等の整備や定期的な研修や訓練を実施します。また、発生の際には、その事業が継続できるよう他の社会福祉施設との連携及び協力を行う体制を構築するよう努力します。

万が一、特別警報等が発令された場合は、居宅介護支援事業所等関係機関と連携及び協力体制を構築し対応します。状況により、サービスの時間の変更や中止せざるを得ない場合もあります。

12. 個人情報

事業者が知り得たご本人の個人情報については、当事業所でのサービス提供以外の目的では使用しないものとします。外部への情報提供については、必要に応じてご本人及びそのご家族、代理人の了解を得る者とします。この守秘義務は従業者でなくなった後においても同様です。

13. 身体拘束の禁止

事業者は、ご本人に対する身体拘束その他行動を制限する行為は行いません。但し、ご本人の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束時間、時間帯、期間等を説明した記録、経過観察記録を整備します。

14. 人権擁護及び虐待防止

事業所は、ご本人の人権擁護、虐待防止のため職員に対する研修を行います。また、サービス利用中に虐待を受けたと思われるご本人を発見した場合は市に通報します。

15. 衛生管理

事業所は、ご本人が使用する施設、食器その他の設備、または飲用する水について衛生的な管理に努めます。食中毒や感染症が発生・蔓延しない様必要な対応を行います。

16. 損害賠償

当事業所のサービス提供により賠償すべき事故が生じた場合には、損害賠償を速やかに行います。但し、ご本人の故意または過失が認められた場合には、ご本人のおかれた心身の状況を斟酌して相当とみとめられた時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。事業者は、自己の責めに帰すべき事由がない限り賠償責任を負いません。以下の項目に該当する場合には、事業者は損害賠償を免れます。

- ①本人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことが起因して損害が生じた場合
- ②本人が、サービス実施のために必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことが起因して損害が発生した場合
- ③本人の急激な体調の変化等、事業者がサービスを原因としないことにより損害が発生した場合
- ④本人が、事業者及び従業員の指示・依頼に反し行った行為が起因して損害が発生した場合

17. その他

- ・ご本人及びそのご家族が利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、支払を催告したにも関わらず30日以内に支払がない場合、またご本人やそのご家族がサービス従業員に対してサービスが継続し難いほどの背信行為、迷惑行為を行われた場合は、契約を終了させていただく場合があります。
- ・事故及びトラブルを避けるために貴重品や必要以上の現金の持ち込みはご遠慮下さい。
- ・事業者もしくは従業員に対して、サービスの利用の代償としての金品その他の財産上の利益の供与は禁止されています。
- ・事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動の他、勧誘などの他の利用者の迷惑となる行為はご遠慮ください。
- ・当事業所では、第三者評価の実施は行っていません。

令和 年 月 日

指定通所介護サービスについて、本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

事業者

所在地：滋賀県栗東市出庭 697 番 1

名 称：社会福祉法人恩賜財団済生会支部滋賀県済生会
栗東デイサービスセンター

説明者： 職 名

氏 名

⑩

私は、本書面により事業者から通所介護についての重要事項の説明を受けました。

本 人

住 所：

氏 名：

⑩

代理人（続柄 ）

住 所：

氏 名：

⑩